

令和8年度「エコドライブ管理システム及び ドライブレコーダー助成事業」実施要領

公益社団法人兵庫県バス協会

(事業目的)

第1条 公益社団法人兵庫県バス協会（以下「兵庫県バス協会」という。）が運輸事業振興助成交付金事業として、エコドライブ管理システム（以下「EMS」という。）を計画的かつ継続的に実施するとともに、車内又は車外での事故を防止し、記録された情報を編集・分析・統計処理をすることで安全意識の向上並びに乗務員指導を実施するための映像等記録型ドライブレコーダーを導入するために必要な事項を定め、バス事業者（公営事業者を除く。）に対し、助成金を交付することを目的とします。

(助成対象機器及び助成額)

第2条 助成の対象機器及び助成額は、次のとおりとします。

1 助成の対象機器は、①エコドライブの実践に効果のある EMS 用車載器、②EMS・ドライブレコーダー併用型車載器（以下「併用器」という。） ③映像記録型ドライブレコーダー（以下①、②、③を「対象機器」と言う。）で別表に示すものとし、新規（新品）購入により導入（中古品及びリースを除く。）するものを対象とします。

2 助成額（予算額の限度）は、次のとおりとします。

(EMS 用機器)

① EMS 用車載器を導入する車両	1 両あたり	1 万円を限度
② 併用器を導入する車両	1 両あたり	2 万円を限度
ただし、貸切事業用に供する車両	1 両あたり	3 万円を限度

(ドライブレコーダー機器)

③ ドライブレコーダー車載器を導入する車両	1 両あたり	1 万円を限度
ただし、貸切事業用に供する車両	1 両あたり	2 万円を限度

ただし、導入費用が助成額に満たない場合はその導入額を助成限度額とします。

また、1 両当たりの助成額は、申請額が予算額を上回った場合は、当該年度「エコドライブ管理システム及びドライブレコーダー助成事業」予算額の範囲内で調整し、助成単価（千円未満切捨）を決定することとします。

3 対象機器の導入に際し、国並びに地方公共団体から兵庫県バス協会と同趣旨の補助を受ける場合は、助成対象としません。

4 対象機器の導入期限は、令和8年4月1日（水）から令和9年2月16日（火）までとします。

(交付申請の提出)

第3条 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、様式1の「EMS及びドライブレコーダー普及事業」の選定及び助成金の額の決定依頼書（以下「交付申請書」という。）を令和8年9月30日（水）までに、兵庫県バス協会に提出しなければなりません。

(交付決定)

第4条 兵庫県バス協会は、交付申請の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、事業者に対して様式2による「EMS及びドライブレコーダー普及事業」の選定及び助成金の額の決定を通知します。

(助成事業完了報告及び助成金交付請求書の提出)

第5条 事業者は、対象機器の装着完了後、兵庫県バス協会から助成金の交付を受けようとする場合は、様式3の「EMS及びドライブレコーダー普及事業」完了報告及び助成金交付請求書を令和9年2月24日（水）までに提出しなければなりません。

(申請の取下げ)

第6条 交付決定後、申請の取り下げをする事業者は速やかに、様式4による「EMS及びドライブレコーダー普及事業」取り下げ申請書を兵庫県バス協会に提出しなければなりません。

(助成金の交付取り消しと返還)

第7条 事業者が次に掲げる各号に該当するときは、本助成金を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、その他法令又は本要領に基づく命令に違反したとき。

2 前項の場合において、当該取消にかかる助成金が、既に事業者へ交付されているときは、兵庫県バス協会は、当該事業者に対し期限を定めて返還を求めることができる。

3 事業者は、第1項に掲げる各号に該当する事実が発生した時点で、その内容を遅滞なく兵庫県バス協会に報告し、その指示を受けなければならない。

(機器の処分制限)

第8条 事業者は、助成金交付の対象機器が導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

助成対象機器の基準及び範囲（第2条関係）

1. EMS 対象機器の基準及び範囲

一、基準

次の事項の基準に該当する対象機器に対して助成します。

- ① 十分な耐久性があること。
- ② 品質が保証されており、保証期間が定められていること。
- ③ 機械的作動が円滑であること。
- ④ 時計が取り付けられており、時間情報を取得できること。
- ⑤ 瞬間速度及び走行距離についての情報を取得できること。
- ⑥ 適切なタイミングで警告音等により運転者のエコドライブを支援することが出来ること。
- ⑦ 以下の情報について、車載器を介して運行診断結果が出力できること。
 - ・一運行中での急発進・急加速に関する情報。
 - ・一運行中での一定時間以上アイドリングの継続に関する情報。
 - ・一運行中でのあらかじめ設定した経済速度を超えた走行に関する情報
- ⑧ EMS 及びドライブレコーダー併用型車載機については、①～⑦に加えて次の要件を満たすこと。
 - ・映像記録及び走行速度等の車両データを記録、出力することができること。
 - ・急ブレーキ、事故等により強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影できること。
 - ・強い加速度が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影する装置
 - ・撮影した情報、撮影を行った時期、撮影を行った時点の加速度等を記録又は伝達するための装置・センサー及び画像を撮影する装置と撮影した情報を記録又は伝達するための装置を接続する部品等で構成される一連の機器

二、範囲

EMS を実施するために自動車から運転に係るデータ（以下「運行データ」という。）を記録するために最低限必要な機器

具体的には、

- ・運行データを取得するために必要なセンサー
- ・運行データを取得するための装置（記録した運行データを表示する部品を含む。）
- ・センサーと運行データを記録するための装置を接続する部品
- ・運行データを記録し保持するための記録媒体
- ・運行データを事業所へ無線で送信するための通信装置等で構成される一連の機器
- ・加速度等を検知するためのセンサー
- ・強い加速度が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影する装置
- ・撮影した情報、撮影を行った時期、撮影を行った時点の加速度等を記録又は伝達するための装置
- ・センサー及び画像を撮影する装置と撮影した情報を記録又は伝達するための装置を接続する部品等で構成される一連の機器

2、ドライブレコーダー対象機器の基準及び範囲

一、貸切事業の用に供しない車両

(1) 対象機器の基準

次の事項のいずれかの基準に該当する対象機器に対して助成する。

- ① 十分な耐久性があること。
- ② 品質が保証されており、保証期間が定められていること。
- ③ 機械的作動が円滑であること。
- ④ 時計が取り付けられており、時間情報を取得できること。
- ⑤ 映像記録及び走行速度等の車両データ等を記録、出力することができること。
- ⑥ 急ブレーキ、事故等により強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影できること。

(2) 対象機器の範囲

- ① 加速度等を検知するためのセンサー
- ② 強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影する装置
- ③ 撮影した情報、撮影を行った時期、撮影を行った時点の加速度等を記録又は伝達するための装置
- ④ センサー及び画像を撮影する装置と撮影した情報を記録又は伝達するための装置を接続する部分等で構成される一連の機器

二、貸切事業の用に供する車両

(1) 対象機器の基準及び範囲

下記記載の国土交通省告示第 1346 号「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」の要件を具備したものとする。



■国土交通省告示第 1346 号

ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示を次のように定める。

平成 28 年 11 月 17 日

国土交通大臣 石井啓一

ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示

(総則)

第1条 一般貸切旅客自動車運送事業者が、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第1項及び第2項の規定に基づきその事業用自動車の運転者に対して指導監督及び特別な指導（以下「指導監督等」という。）を実施する際にドライブレコーダーにより記録すべき情報及び当該実施の際に使用すべきドライブレコーダーの性能要件に関しては、この告示の定めるところによる。

（記録すべき映像等）

第2条 一般貸切旅客自動車運送事業者は、一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に運転者が乗務している間、及び指導監督等において自動車を運転者が運転している間は、次条から第10条までの規定に適合するドライブレコーダーにより、次号に掲げる事項（第4号に掲げる事項にあっては、第6条の規程に適合する加速度記録計を備える場合に限る。）に係る情報を記録するものとする。

一 自動車の前方の映像（運転者より前方であって車両中心線付近に備え付けられた次条の前方用カメラにより撮影される自動車の進行方向の映像をいう。）

二 自動車の運転者等の映像（第4条の運転者用カメラにより撮影される運転者の挙動、変速装置及びかじ取りハンドルの映像をいう。以下同じ。）

三 自動車の瞬間速度

四 自動車の加速度（道路に平行な平面における自動車の進行方向、当該平面における自動車の進行方向と直交する方向及び当該平面に直交する方向（以下「3方向」という）の加速度をいう。以下同じ。）

五 警報音（車線逸脱警報装置その他の当該自動車に備え付けられている装置が安全を確保するために運転者に対して発する警報音をいう。以下同じ。）

六 日付及び時刻

2 前項第1号から第5号までの規定に基づき記録される情報は、それぞれ同条第6号の情報と連動したものでなければならない。

3 第1項第1号、第2号、第5号及び第6号の規定に基づき記録される情報は、広く一般的に用いられている再生用ソフトウェアを用いて電子計算機で同時に再生できるものでなければならない。

（前方用カメラ）

第3条 ドライブレコーダーは、次に掲げる要件を満たす前方用カメラを備えたものでなければならない。

一 水平面上に備え付けた場合に、左右にそれぞれ50度以上、上下にそれぞれ35度以上の角度の範囲を撮影できること。

二 640×480ドット以上の解像度で映像を記録できること。

三 夜間（日没時から日出時までの時間をいう。以下同じ。）において前照灯その他の灯火をつけた状態で、指導監督等の実施に支障がない程度に映像を記録できること。

四 0.1秒に1回以上の頻度で映像を記録できること。

（運転者用カメラ）

第4条 ドライブレコーダーは、次に掲げる要件を満たす運転者用カメラを

備えたものでなければならない。

- 一 夜間でも指導監督等の実施に支障がない程度に自動車の運転者等の映像を記録できること。
- 二 0. 2 秒に 1 回以上の頻度で映像を記録できること。

(瞬間速度記録計)

第 5 条 ドライブレコーダーは、瞬間速度の記録の分解能が 2. 5 Km/h 以下であって、かつ、0. 5 秒に 1 回以上の頻度で瞬間速度を記録できる瞬間速度記録計を備えたものでなければならない。

- 2 前項の規定により記録された瞬間速度の情報を電子計算機を用いて表示した場合の誤差は、次の表の左欄に掲げる瞬間速度ごとに、同表の右欄に掲げる許容誤差の範囲内でなければならない。

瞬間速度 (km/h)	速度表示の許容誤差 (km/h)
4 0	± 3. 0
6 0	± 3. 0
8 0	± 3. 5
1 0 0	± 4. 5

(加速度記録計)

第 6 条 ドライブレコーダーは、次に掲げる要件を満たす加速度記録計を備えたものとすることができる。

- 一 3 方向いずれかにおいて 2. 5 m/s² 以上の加速度が発生した場合に検知できる精度を有すること。
 - 二 加速度の記録の分解能は 0. 5 m/s² 以下であること。
 - 三 0. 1 秒に 1 回以上の頻度で加速度を記録できること。
- 2 前項の加速度記録計を備えるドライブレコーダーは、一般貸切旅客自動車運送事業者があらかじめ設定した値又は 2. 5 m/s² のいずれか大きい数値以上の加速度を検知した場合には、その前後 10 秒以上の期間における第 2 条第 1 項の情報の記録を容易に抽出できる機能を備えたものでなければならない。

(録音機)

第 7 条 ドライブレコーダーは、警報音を記録できる録音機を備えたものでなければならない。

(日付及び時刻記録計)

第 8 条 ドライブレコーダーは、日付及び時刻を記録できるものでなければならない。

- 2 ドライブレコーダーは、当該ドライブレコーダーにおいて日付又は時刻の変更を行った場合に、その履歴を記録できる機能を備えたものでなければならない。

(記録装置等)

第 9 条 ドライブレコーダーは、第 2 条第 1 項の情報を連続して 2 4 時間以上記録記録できる記録媒体を備えたものでなければならない。

- 2 ドライブレコーダーは、記録媒体が装着されていないこと等により適切

な記録が行われない状態で自動車が走行した場合にあっては、その旨を灯火、音声その他の手段により運転者に伝達する機能を備えたものでなければならない。

- 3 ドライブレコーダーは、第1項の記録媒体に記載されている情報の改ざん防止のため、外部からの書き込み、消去等の処理を防止する機能を備えたものでなければならない。

(耐久性)

第10条 ドライブレコーダーは、堅ろうであり、かつ、振動、衝撃等により安易に機能を停止しないものでなければならない。

公益社団法人 兵庫県バス協会
会 長 長 尾 真 殿

所 在 地
事業者名
役 職 名
代表者名
担当者名
T E L

⑩

「EMS 及びドライブレコーダー普及事業」の選定
及び助成金の額の決定依頼書（令和 8 年度）

下記のとおり EMS 又はドライブレコーダーを導入したいので、事業の選定及び助成金の額の決定を依頼します。

記

1. 助成決定依頼台数及び助成決定依頼額

(単位：台、千円)

決定依頼台数等 機器別	依頼対象事業	決定依頼台数	助成単価	決定依頼額	決定依頼台数内訳	
					装着済	装着予定
EMS 用車載器	—		1 0 千円			
併 用 機	乗合・特定		2 0 千円			
	貸切		3 0 千円			
ドライブレコーダ ー 車 載 器	乗合・特定		1 0 千円			
	貸切		2 0 千円			
合 計	—		—			

2. EMS 用車載器及び併用器（EMS・ドライブレコーダー併用型車載器）並びにドライブレコーダーを導入する車両の登録番号、車載器導入機器名及び事業種類等
「様式 1 の別紙」のとおり

※ 様式 1 の記載上の注意

1. 次の①から③のいずれかの資料を添付してください。

①対象機器の導入費用の見積書写し及び契約書写し。

②対象機器の導入費用の見積書写し及び注文請書写し（注文書不可）

ただし、申請時に既に取り付けが完了されている場合は、

③対象機器の導入費用の見積書写し及び納品書写し（型番が記載されているものに限る。）
でも可。

2. 対象機器導入車両 1 台当たりの助成限度額

① EMS 用車載器	1 0 千円を限度
② 併用器	2 0 千円を限度
ただし、貸切事業用に供する併用器	3 0 千円を限度
③ ドライブレコーダー車載器	1 0 千円を限度
ただし、貸切事業用に供する車載器	2 0 千円を限度

3. 令和 7 年度実施要領に記載の導入期限内に、新たに対象機器（新品）を購入により導入するものを助成対象とする。

（中古品及びリースによる導入は、助成対象としない。）

「併用器」を申請の場合は、「別表 EMS 対象機器の基準及び範囲 1 の①～⑧」の要件を満たしていることが確認できる資料を添付して下さい。

様式 1 の別紙

事 業 者 名 : _____

導 入 事 業 所 : _____

(単位 : 千円)

整理 番号	装着予定車両 の登録番号	導入機器 メーカー名	機器型番	EMS用機器導入費		ドライブレコ ーダ機器の 導入費	事 業 種 類	
				車載器 (円)	併用器 (円)		乗合 特定	貸切
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								

兵 協 第 号
令 和 年 月 日

殿

公益社団法人 兵庫県バス協会
会 長 長 尾 真 (印)

「EMS 及びドライブレコーダー普及事業」の選定及び
助成金の額の決定について（通知）（令和 8 年度）

貴社から交付決定申請のあった標記について、下記のとおり決定されましたので通知いた
します。
なお、事業の実施に当たっては実施要領に従い適正に実行し必ず期限内に終了してください。

記

1. 助成台数及び助成額

(単位：台、千円)

機器別	助成台数等	助成対象事業	助成台数	助成単価	助成額
EMS 用車載器		—			
併 用 器		乗合・特定			
		貸切			
ドライブレコーダー車載器		乗合・特定			
		貸切			
合 計		—		—	

令和 年 月 日

公益社団法人 兵庫県バス協会
会 長 長 尾 真 殿

事業者名
役 職 名
代表者名

印

「EMS及びドライブレコーダー普及事業」完了報告
及び助成金交付請求書（令和8年度）

「EMS及びドライブレコーダー普及事業」が完了したので、EMS及びドライブレコーダー普及事業実施要領第5条に基づき下記のとおり助成金を交付されるよう請求いたします。

記

1. 助成台数及び助成金請求額

（単位：台、千円）

機器別	助成台数等	助成対象事業	助成台数	助成金請求額
EMS 車載器		—		
併 用 器		乗合・特定		
		貸切		
ドライブレコーダー車載器		乗合・特定		
		貸切		
合 計		—		

2. 助成金振込先

①金融機関名	銀行 ・ 信用金庫 ・ その他
① 支 店 名	支店
② 預金種別	普通預金 ・ 当座預金
③ 口座番号	
④ 口座名義	

※①及び③については、いずれかを○で囲んでください。

（注）次の資料を添付してください。

- ①対象機器装着証明書（様式3の別紙1、2で事業者が作成したもの。）
- ②領収書写し若しくは振込書の写し（ただし、助成金交付請求書の提出時に添付できない場合は、請求書写しを添付することとし、事後に領収書写し若しくは振込書写しを必ず提出して下さい。）
- ③貸切事業の用に供する車両に対象機器（EMS 車載器は除く）を装着した場合は、その車両の自動車検査証（写）を添付して下さい。

公益社団法人 兵庫県バス協会
会 長 長 尾 真 殿

事業者名
役 職 名
代表者名

印

「EMS及びドライブレコーダー普及事業」用
対象機器装着証明書（令和8年度）

先に交付決定を受けた「EMS及びドライブレコーダー普及事業」については、
下記のとおり完了していることを証明します。

記

- | | | | | |
|---|------|------|------|----|
| 1. EMS用車載器 | 台（乗合 | 台・貸切 | 台・特定 | 台） |
| 2. 併用器 | 台（乗合 | 台・貸切 | 台・特定 | 台） |
| 3. ドライブレコーダー | 台（乗合 | 台・貸切 | 台・特定 | 台） |
| 4. 装着車両の登録番号、導入機器メーカー名、機器型番、装着年月日等
「様式3の別紙2」のとおり | | | | |

様式 3 の別紙 2

装着車両の 登録番号	導入機器メーカー名及び型番		EMS用機器		ドライ ブレコ ーダー 機器	装着完了年月日
	メーカー名	型 番	① 車載器	② 併用器	③ 車載器	
		台数計				

(注) 1. 記入にあたっては、「EMS用機器」、「ドライブレコーダー機器」欄は、該当する箇所には○印を付け、それぞれの台数計欄には数量を記入して下さい。

令和 年 月 日

公益社団法人 兵庫県バス協会
会 長 長 尾 真 殿

事業者名
役 職 名
代表者名 ⑩

「エコドライブ管理システム及びドライブレコーダー普及事業」
の取り下げ申請書（令和 8 年度）

令和 年 月 日付 兵バス協第 号にて交付決定を受けた「エコドライブ管理シ
ステム及びドライブレコーダー普及事業」について、下記のとおり取り下げしたいのでエコ
ドライブ管理システム実施要領第 6 条に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 取り下げる車両の内訳

車両登録番号	取り下げる理由
計 ①EMS用車載器 台 ②併用用器 台 ③ドライブレコーダー 台	